

## 鳥取県平成30年7月豪雨観光支援事業費（宿泊施設による申請分）補助金交付要綱

### （趣旨）

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県平成30年7月豪雨観光支援事業費（宿泊施設による申請に係る）補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### （交付目的）

第2条 本補助金は、平成30年7月豪雨による風評被害の影響を払しょくし、観光再生を図ることを目的として交付する。

### （補助金の交付）

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表1の第1欄に掲げる宿泊（以下「補助対象宿泊」という。）を行う者に補助を行う者のうち、同表の第2欄に掲げる要件を満たす者（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助対象宿泊に要する別表1の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）から、当該補助対象宿泊に伴う収入（本補助金を除く。）の額を控除した額と同表の第4欄に定める額（以下「限度額」という。）のいずれか低い額とする。

3 本補助金とは別に県から同種の補助金等を受けている又は受ける予定となっている場合は、同種の補助金等の補助金額を当該補助対象宿泊に伴う収入（本補助金を除く。）の額に算入するものとする。また、鳥取県平成30年7月豪雨観光支援事業費（宿泊者による申請分）補助金の対象となった補助対象宿泊は対象外とする。

### （補助対象宿泊）

第4条 補助対象宿泊は、平成30年8月28日以降に予約された平成30年8月31日から平成31年1月31日までの宿泊とする。ただし、鳥取県内の宿泊施設（旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受けた者が宿泊営業を営む施設（風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に係る施設を除く。））（以下、「県内宿泊施設」という。）に宿泊する前後に連続して岐阜県、京都府、兵庫県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県の各府県が国の「平成30年7月豪雨観光支援事業費補助金」の対象地域として定めた地域の宿泊施設に一泊以上宿泊しない場合は、平成30年9月21日以降に予約された平成30年10月1日から平成31年1月31日までの宿泊とする。

### （交付申請）

第5条 本補助金の交付申請は、平成31年2月7日までに、知事に提出しなければならない。

2 規則第5条の申請書、同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

3 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第6条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第2号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(着手届を要しない場合)

第7条 規則第11条第3号の知事が別に定める場合は、同条第1号又は第2号に該当する補助対象宿泊以外のすべての補助対象宿泊に係る場合とする。

(承認を要しない変更)

第8条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、本補助金の増額を含む変更以外の変更とする。

2 第6条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第9条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、平成31年2月7日までに行わなければならない。

2 規則第17条第1項の報告書、同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、交付申請に合わせて様式第1号によるものとする。

3 補助金の交付を受ける者（以下「補助対象者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助対象者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(補助金の支払い)

第10条 知事は、補助対象経費が適正に支出されていると認めた場合、交付決定額の範囲内で補助事業者の補助対象経費の支出実績額に対応する補助金を補助事業者に支払うものとする。

(宿泊施設の指定)

第11条 県は、県内宿泊施設が宿泊料の事前割引の実施を希望したときは、補助事業者に指定（以下「指定宿泊施設」という。）することができる。

(雑則)

第12条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年8月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年9月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 10 月 19 日から施行する。

別表1 (第3条関係)

1 補助対象宿泊	2 補助事業者	3 補助対象経費	4 限度額
<p>(1) 国の「平成30年7月豪雨観光支援事業費補助金」を活用して旅行業法（昭和27年法律第239号）第2条及び第3条に規定する登録を受けた事業者及び海外の事業者（以下、「旅行事業者」という。）が販売する国の「平成30年7月豪雨観光支援事業費補助金」の対象地域として定めた鳥取県を含む13府県内の地域で2泊以上連続して宿泊する企画旅行のうち鳥取県内の宿泊。</p> <p>ただし、県内宿泊施設が本補助金に相当する額を割引した宿泊料で旅行業者に客室を提供する場合に限る。</p> <p>(2) 指定宿泊施設に連続して宿泊する者の鳥取県内の宿泊</p>	<p>(1) 県内宿泊施設 (2) 指定宿泊施設</p>	<p>県内宿泊施設が事前に割引した宿泊料相当額（消費税及び地方消費税を除く）</p>	<p>1泊当たり4千円</p> <p>1回の旅行で一人当たり最大2泊まで (国の「平成30年7月豪雨観光支援事業費補助金」の対象地域として定めた地域のうち鳥取県を含む2府県以上の府県で2泊以上連続して宿泊する場合は最大5泊まで)</p>

様式第1号（第5条、第9条関係）

年 月 日

鳥取県知事 平井 伸治 様

郵便番号  
所在地  
申請者 (法人名)  
(職)・氏名  
印

鳥取県平成30年7月豪雨観光支援事業費（宿泊施設による申請分）補助金  
交付申請書兼実績報告書

鳥取県平成30年7月豪雨観光支援事業費（宿泊施設による申請分）補助金の交付を受けたいので、  
鳥取県補助金等交付規則第5条の規定により、下記のとおり申請します。

併せて、交付決定に係る事業の実績について、鳥取県補助金等交付規則第17条第1項の規定  
により、下記のとおり報告します。

記

補助事業等の名称	鳥取県平成30年7月豪雨観光支援事業費（宿泊施設による申請分） 補助金
申請担当者名	
連絡先	電子メール： 電話番号：
算定基準額	円
交付申請額 兼実績報告額	円
他補助金の活用	本補助金とは別に県から同種の補助金等を受けている又は受ける 予定はありません。
添付書類	1 補助金添付書類 （宿泊者名・宿泊者住所・宿泊期間・宿泊日数・宿泊料・他 府県での宿泊状況の記載された書類） 2 口座振込依頼書（様式第4号）

※交付申請額兼実績報告額は補助金添付書類記載の金額を転記してください。

※算定基準額は交付申請額兼実績報告額と同額を記載してください。

平成 年 月 日

様

鳥取県知事 平井 伸治



鳥取県平成30年7月豪雨観光支援事業費（宿泊施設による申請分）補助金交付決定通知書兼額の確定通知書

平成 年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県平成30年7月豪雨観光支援事業費（宿泊施設による申請分）補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

併せて、同日付の実績報告書（以下「実績報告書」という。）で報告のあった本補助金については、規則第18条第1項の規定に基づき、下記のとおり額を確定することに決定したので、規則第18条第2項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業の内容は、交付申請書に記載の次のいずれかに該当する旅行における鳥取県内の宿泊とする。

- (1) 岐阜県、京都府、兵庫県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県のうち、国が交付する「平成30年7月豪雨観光支援事業費補助金」の対象となる地域に一泊以上宿泊し、かつ、その前後に連続して県内宿泊施設に一泊以上宿泊する旅行。
- (2) 県内宿泊施設に二泊以上連続して宿泊する旅行。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額、交付決定額及び額の確定額は、次のとおりとする。

- |                  |   |   |
|------------------|---|---|
| (1) 算定基準額        | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額（額の確定額） | 金 | 円 |

3 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助対象宿泊の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

## 宿 泊 証 明 書

鳥取県知事 平井 伸治 様

下記のとおり宿泊したことを証明します。

### 記

予約日	平成 年 月 日		
宿泊期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	泊	
宿泊人数	名		
宿泊者名簿	氏名	宿泊金額 (合計額)	

※宿泊者名欄は、空欄が生じる場合は「以下余白」としてください。

※宿泊者名欄が不足する場合は適宜追加してください。

※予約日、宿泊期間、宿泊日数、宿泊者名および宿泊金額を記載し、当該宿泊施設の責任者印が押印されていれば様式自由です。

平成 年 月 日

住 所 :

宿泊施設名 :

責任者名 :

(印)

鳥取県知事 平井 伸治 様

住 所 :  
(団体名) :  
(職)・氏名 : (印)

### 口座振込依頼書

鳥取県平成30年7月豪雨観光支援事業費(宿泊施設による申請分)補助金は、下記の口座に振り込んでください。

#### 記

振込先	銀行名						
	金融機関コード						
	支店名						
	支店番号						
預金種別 (該当する方に○印)		普通預金					
		当座預金					
口座番号 (右詰めで記入)							
フリガナ							
口座名義							